

地域振興会議開催の際の協議内容等について

平成28年度の地域振興会議が4月より始まりますが、以下のことについて各地域振興会議で対応をお願いします。

1. 地域振興会議における研修の実施について

(1) 市の方針

地域振興会議において、必要な先進地事例研修・調査などについて審議し、予算措置が必要な場合には予算化を検討する。

(2) 地域振興会議で審議する事

平成28年度各地域振興会議において研修や調査の必要性や内容などを審議ください。

予算化を伴わない研修・調査は随時各地域振興会議で実施してください。

予算化が必要な研修・調査は平成29年度の予算化に向け、サマーレビューの時期までに内容（理由、期待される効果、実施内容など）を具体的に審議し、各総合支所をとおして地域振興局地域振興課までご相談ください。

2. 住所異動者へのアンケート調査について

(1) 市の方針

本市の管内で住民票を異動される方に対してのアンケート調査の実施を地域振興会議において具体的に協議し検討する。

(2) 地域振興会議で審議する事

今後、市内転居者に対するアンケート（案）を作成するので、その内容について地域振興会議で審議をお願いします。

☆平成28年度 総合支所関係地域振興予算

(注：地域振興予算は、個性あるまちづくりのための地域振興特定予算と、新市の一体化・均衡ある発展のための予算のうち、地域を特定できる予算の主なものを合計したものの。)

平成28年度 総合支所関係地域振興予算(案)目次

<u>資料名</u>	<u>ページ</u>
平成28年度主な地域別事業費集計表 …	1
【地域別事業一覧表】	
鳥取地域 …	2 ~ 5
国府地域 …	6 ~ 7
福部地域 …	8 ~ 9
河原地域 …	10 ~ 11
用瀬地域 …	12 ~ 13
佐治地域 …	14 ~ 15
気高地域 …	16 ~ 17
鹿野地域 …	18 ~ 19
青谷地域 …	20 ~ 21

平成28年度 主な地域別事業費集計表

(単位:千円)

区 分	予算計上額
鳥取地域	4,807,166
国府地域	496,216
福部地域	724,280
河原地域	2,866,878
用瀬地域	153,193
佐治地域	303,008
気高地域	1,321,843
鹿野地域	437,593
青谷地域	951,040
9地域合計	12,061,217

平成28年度主な地域別事業一覧表

鳥取地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
総務課	鳥取市史編さん事業	10,025	新修鳥取市史第6巻(大正篇)編さん経費
庁舎整備局	市庁舎整備推進事業整備事業費	95,339	平成31年の新本庁舎の完成を目標とし、各種調査、設計業務を進めるもの 基本・実施設計業務、地質調査業務、オフィス環境整備業務
庁舎整備局	市庁舎整備推進事業費	3,212	市庁舎整備のための基本設計市民ワークショップ開催、市報折込経費等
危機管理課	避難案内板設置費	2,656	避難所案内板の表示内容の変更等。福祉文化会館前他31か所、
危機管理課	防火水槽整備費(新設等)	7,035	伏野地内
危機管理課	消防ポンプ車格納庫建設事業費	2,194	明治分団消防格納庫実施設計
協働推進課	町内集会所建設等補助金	18,953	浜坂ほか
協働推進課	地区公民館改修事業費	16,253	稲葉山地区公民館トイレ男女別化改修等
協働推進課	地区公民館耐震補強事業費	8,938	松保、大正地区
文化芸術推進課	歴史的建造物保存活用事業	9,542	旧池内邸(高砂屋)の施設運営費
高齢社会課	社会福祉施設改修事業費	2,583	養護老人ホームなごみ苑排煙オペレーター修繕、非常用予備発電装置バッテリー交換 金沢源泉ポンプ取替
高齢社会課	介護老人保健施設改修事業	113,842	介護老人保健施設やすらぎ空調改修工事
児童家庭課	児童館運営費	42,677	国安児童館耐震改修工事
児童家庭課	各保育園特定補修費	69,035	市立保育園(みたから、さつき、湖南保育園)の大規模改修事業
児童家庭課	保育園耐震改修等事業費	351,723	市立保育園(美保保育園)の耐震改修事業(工損調査・工事)
経済・雇用戦略課	中心市街地活性化推進事業補助金	2,000	中心市街地活性化基本計画に基づく事業に対する支援
農業振興課	神戸ふれあいセンター管理費	603	神戸ふれあいセンターの指定管理料
農業振興課	新規就農推進事業費	5,990	(一財)鳥取市農業公社の指定管理料
農業振興課	農産物加工センター管理運営費	151	鳥取市農産物加工センターの施設管理経費
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	5,454	進入防止柵設置に対する支援
林務水産課	安蔵森林公園施設管理費	10,854	安蔵森林公園の指定管理料ほか施設管理経費

平成28年度主な地域別事業一覧表

鳥取地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	とっとり出合いの森施設管理費	8,813	とっとり出合いの森の指定管理料ほか施設管理経費
林務水産課	林道維持管理事業費	10,544	林道の舗装、路肩修繕、除草等維持経費
林務水産課	林道改良事業費	26,000	林道高路岩坪線、山葵谷線の改良工事に係る経費
農村整備課	大井手地区集落基盤整備事業費(用水再編型)	21,000	古海揚水機場より湖山砂丘畑へ送水している送水施設(樋門、水路等)の改修事業(県営事業)(平成23年度～28年度)
農村整備課	因幡白兔地区地域ため池総合整備事業費	8,000	危険ため池の堤体の改修(堂出池)およびハザードマップ作成(県営事業)(平25年度～平28年度)
農村整備課	大口堰農業水利施設保全合理化事業費	13,800	農業用水の取水を行う大口堰老朽化に伴う堰(土砂吐)改修(県営事業)(平26年度～平29年度)
農村整備課	大口堰農村地域防災減災事業費	6,400	流水正常化のため大口堰直下の護床ブロック改修(県営事業)(平26年度～平30年度)
農村整備課	湖山砂丘特定農業用管路等特別対策事業費	18,000	健康被害を防止するため石綿管使用の管路を改修(県営事業)(平27年度～平34年度)
農村整備課	桂見地区農村地域防災減災事業費	1,500	危険ため池の堤体の改修(西谷池)(県営事業)(平28年度～)基本計画作成
農村整備課	河内地区土地改良事業費	2,000	河内地区ほ場整備(県営事業)(平28年度～)基本計画作成
農村整備課	農業基盤整備促進事業費	20,000	良田地区農地区画改修及び、ため池整備
農村整備課	農業基盤整備促進事業費	5,000	西里仁地区農業用水路の改修
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	28,433	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	79,888	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援。
農村整備課	野坂簡易水道整備事業費	49,110	野坂地域配水管布設(H27～H29)
農村整備課	円通寺簡易水道整備事業費	90,354	円通寺地域配水管布設(H25～H29)
農村整備課	内海中簡易水道整備事業費	113,291	内海中地域配水管布設及び測量設計(H27～H29)
農村整備課	明治豊実簡易水道整備事業費	31,482	大塚、上原、上段、下段、尾崎地域の連絡配水管の整備(H25～29)
農村整備課	猪子飲料水供給施設整備事業	25,500	猪子地域水道施設の整備及び測量設計(H28～31)

平成28年度主な地域別事業一覧表

鳥取地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
交通政策課	津ノ井駅等管理業務委託	890	地元自治会に管理委託
交通政策課	公共交通空白地有償運送支援事業費	720	ふるさとバス (NPO法人OMU) 運行事業補助
中心市街地整備課	暮らし・にぎわい再生事業費	66,677	鳥取赤十字病院建設への補助
都市環境課	街なみ環境整備事業費	16,068	鳥取城跡周辺整備 (用地取得等)
都市環境課	河川維持管理費	28,950	河川浚渫、維持管理業務
都市環境課	普通河川改良改良事業費	107,040	茶屋川改良工事測量設計業務、内海川、坂根川改良工事等
都市環境課	治水対策事業	22,943	大塚地区浸水対策工事、ポンプ点検等
都市環境課	公園整備費	83,106	公園施設施設更新工事、千代水緑地植栽工事等
都市環境課	公園管理費	166,614	都市公園、公共空地等、緊急修繕業務等
都市環境課	千代水土地区画整理事業	12,309	区画整理事業
都市環境課	江津土地区画整理事業	872	区画整理事業
道路課	道路管理費	191,346	道路施設管理補修業務
道路課	一般道補修費	131,553	一般道路補修工事
道路課	除雪費	3,229	消雪施設維持管理費他
道路課	社会資本整備総合交付金事業費	160,225	上砂見3号線宮橋他
道路課	防災・安全交付金事業費	605,963	橋梁点検・修繕他
道路課	交通安全施設事業工事費	11,370	カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設整備費
建築住宅課	駅南団地ストック総合改善事業	2,380	駅南団地ストック改善工事
建築住宅課	吉成団地ストック総合改善事業	227,445	吉成団地ストック改善工事
建築住宅課	公営住宅等長寿命化対策費	29,544	徳吉団地R17～19棟下水接続浄化槽解体工事他
下水道企画課	都市下水路維持管理費	2,549	不明管調査業務 (湖山)
下水道企画課	安長・宮長第2ポンプ場運転管理経費	16,550	適正な維持管理に要する経費
生活環境課	湖山池浄化対策費	9,791	湖山池の浄化対策に要する経費

平成28年度主な地域別事業一覧表

鳥取地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
生活環境課	神谷清掃工場維持管理運営費	478,897	適正な維持管理に要する経費
教育総務課	学校維持補修費（小学校・大規模）	82,688	浜坂小学校トイレ改修事業、明德小学校トイレ改修設計業務、美保南小学校消火配管改修事業
教育総務課	学校維持補修費（中学校・大規模）	114,407	空調設備実設置工事（2校分）経費
教育総務課	北中学校校舎改築事業費	291,188	校舎改築工事経費
教育総務課	桜ヶ丘中学校屋内運動場耐震補強事業費	319,284	屋内運動場の耐震補強、改修、増築工事経費
文化財課	指定文化財補助金	1,517	樗谿グランドアパート保存修理事業補助金
文化財課	鳥取城跡保存修理事業費	249,945	擬宝珠橋復元工事、石垣等の修理工事・環境整備等
生涯学習・スポーツ課	地区体育館耐震改修等事業費	32,932	海洋の家体育館耐震改修工事
	合計	4,807,166	

平成28年度主な地域別事業一覧表

国府地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	12,350	調査地区 岡益
財産経営課	耐震診断事業費	3,650	国府町農村勤労福祉センター耐震診断経費
財産経営課	一般財産管理費	5,743	旧国府町総合支所の処分に向け、測量登記、不動産鑑定及び不要設備の移設等の土地整備を行う経費
危機管理課	防災行政無線整備事業費	5,972	防災行政無線屋外拡声子局移設工事 1基 (旧国府町役場)
協働推進課	町内集会所建設等補助金	1,375	谷ほか
児童家庭課	地域協働型保育施設運営助成事業費	2,100	いきいき成器保育園運営費補助金
農業振興課	農産物加工センター管理運営費	1,172	七草の家の指定管理料及び成器・麻生・大茅地区農産物加工施設の施設管理経費
農業振興課	園芸産地活力増進事業	1,315	玉ねぎ収穫機等機器購入補助(国分寺)
農業振興課	もうかる6次化・農商工連携事業	14,000	ワイン醸造所整備費補助金
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	1,085	進入防止柵設置に対する支援
林務水産課	林道改良事業	6,700	林道福地荒舟線
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	8,446	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	23,106	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
農村整備課	宇倍野簡易水道整備事業費	40,447	宇倍野地域の簡易水道施設改良整備費(H22~29)
都市環境課	殿ダム対策事業費	19,377	殿ダム周辺広場管理費等
都市環境課	公園管理費	873	桜づつみ公園管理費等
都市環境課	公園整備費	2,963	国府町桜づつみ公園整備工事
道路課	一般道補修費	6,000	美歎線
道路課	社会資本整備総合交付金事業費	22,361	中郷2号線外他
生活環境課	クリーンセンターこくふ維持管理運営費	51,161	施設の維持管理に要する経費
教育総務課	学校維持補修費(中学校・大規模)	60,994	国府中学校空調設備設置工事経費
文化財課	池田家墓所管理補助金	11,376	史跡「鳥取藩主池田家墓所」保存整備経費他

平成28年度主な地域別事業一覧表

国府地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
文化財課	美敷水源地保存整備事業費	131,528	建造物保存修復経費及び環境整備工事経費
文化財課	因幡万葉歴史館管理費	44,113	因幡万葉歴史館指定管理委託費及び国府史跡ネットワーク案内広場維持管理委託費
国府町地域振興課	国府地域活性化推進事業費	808	国府地域の活性化に要する事業経費
国府町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費(旅費等)
国府町地域振興課	地域おこし協力隊事業費	7,010	地域おこし協力隊員2名を配置し、地域活性化に資する取り組みを実施するための経費
国府町地域振興課	マ스つりフェスタ補助金	1,944	「国府マ스つりフェスタ」の開催補助
国府町地域振興課	地域伝統芸能保存事業	820	因幡の傘踊りの保存・伝承事業「因幡の傘踊りの祭典」開催委託費
国府町地域振興課	万葉集朗唱の会開催費	1,900	大伴家持が詠んだ歌を朗唱する「万葉集朗唱の会」開催補助
国府町地域振興課	万葉フェスティバル開催事業費	3,400	万葉集を編さんした大伴家持を称えた、短歌募集や記念講演を行う「万葉フェスティバル」の開催委託費
国府町地域振興課	こくふまつり開催費	1,750	万葉のふる里こくふまつりの開催補助
国府町教育委員会分室	ウォークラリー大会実行委員会補助金	264	国府地域の各史跡等を巡る「万葉ウォークラリー大会」の開催補助
	合計	496,216	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	林道維持管理事業費	1,485	
道路課	道路管理費	8,367	
道路課	交通安全施設事業工事費	300	
	合計	10,152	

平成28年度主な地域別事業一覧表

福部地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	12,487	調査地区 栗谷
危機管理課	消防ポンプ車購入費	2,258	福部本部
協働推進課	町内集会所建設等補助金	182	海士
鳥取砂丘・ジオパーク推進課	砂の美術館管理運営費	225,207	砂の美術館の適正な維持管理に要する経費
鳥取砂丘・ジオパーク推進課	砂像製作事業費	39,462	砂の美術館第9期展示関連イベント開催等に係る費用
鳥取砂丘・ジオパーク推進課	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金	7,500	冬の鳥取砂丘のイベントとして主要な観光資源のひとつとなっている鳥取砂丘イリュージョンの開催補助金
農業振興課	農産物加工センター管理運営費	351	アイデア館及び洗濯・乾燥施設の施設管理経費
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	413	進入防止柵設置に対する支援
林務水産課	森林病虫害防除事業費	6,871	砂丘海岸の枯れ松の伐採、松くい虫等の被害予防に係る経費
林務水産課	福部町漁港施設維持管理事業	9,406	岩戸漁港の管理経費
林務水産課	漁港海岸漂着物処理事業費	170	岩戸漁港海岸への漂着物除去に係る経費
農村整備課	岩美地区広域農道整備事業費	8,040	広域農道の整備（県営事業）
農村整備課	福部地区特定農業用菅水路等特別対策事業費	7,182	福部砂丘の畑地かんがい施設のうち、老朽化が顕著な菅水路の改修。（県営事業）（平成24～29年度）
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	3,166	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	6,521	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
農村整備課	福部地域簡易水道整備事業費	327,867	福部地域の簡易水道施設の改良整備（H23～29）
農村整備課	蔵見上野簡易水道整備事業	558	蔵見上野地域の簡易水道施設の改良整備（H22～29）
交通政策課	公共交通空白地有償運送支援事業費	3,212	福部循環バス（社会福祉協議会）運行事業補助
都市環境課	河川維持管理費	167	福部地区水路清掃業務
都市環境課	治水対策事業費	1,057	江川藻刈機操作運転業務等

平成28年度主な地域別事業一覧表

福部地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
都市環境課	公園管理費	5,140	オアシス広場管理費
生活環境課	レインボーふくべ維持管理運営費	39,417	適正な維持管理に要する経費
教育総務課	大規模改造事業費(小学校)	10,978	福部地域幼小中一貫校校舎改修設計業務
生涯学習・スポーツ課	屋外体育施設管理費	1,517	テニスコート修繕費及び備品整備費
福部町地域振興課	福部地域活性化推進事業費	222	福部地域活性化に要する事業経費
福部町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費(旅費等)
福部町産業建設課	らっきょう生産振興大会助成事業	193	らっきょう生産振興大会開催に対する支援等
福部町教育委員会分室	各種団体負担金(むらづくり運動事業費、むらづくり大会補助金)	904	むらづくり運動の重点課題に基づく各集落の活動に対する補助金及びむらづくり推進大会講師謝金等
福部町教育委員会分室	基幹公民館事業費	265	青少年健全育成を目的としたチャレンジスクール開催経費
福部町教育委員会分室	公民館祭開催費	524	福部町公民館祭の開催経費
福部町教育委員会分室	鳥取砂丘らっきょう花マラソン開催費	2,930	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会開催補助
	合 計	724,280	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	林道維持管理事業費	400	
道路課	道路管理費	4,736	
道路課	防災・安全交付金	10	
道路課	交通安全施設事業工事費	799	
	合 計	5,945	

平成28年度主な地域別事業一覧表

河原地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	14,898	調査地区 釜口
危機管理課	消防ポンプ車購入費	23,004	河原本部
協働推進課	町内集会所建設等補助金	10,000	山手
協働推進課	地区公民館新築事業費	177,832	西郷地区公民館新築設工事費
地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	1,660	お試し定住体験事業費(新設)、空き家運営経費
児童家庭課	河原町ふれあい広場管理費	247	河原町ふれあい広場の管理費
企業立地・支援課	河原インター山手工業団地整備事業費	356,752	河原インター山手工業団地の整備推進費
企業立地・支援課	布袋工業団地整備事業費	1,539,140	布袋工業団地の整備推進費
観光戦略課	河原城管理事業	19,883	河原城指定管理料及びイベント実施費
農業振興課	地域米販売拡大支援事業費	10,000	河原ライスセンター施設整備
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	2,216	進入防止柵設置に対する支援
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	803	食肉加工処理施設設備導入に対する支援
林務水産課	三滝管理棟維持管理費	8,522	三滝林間施設の指定管理料、三滝吊り橋等修繕業務に係る経費
農村整備課	山上・水根地区地域ため池総合整備事業費	3,200	危険ため池の堤体の改修のための事業費(県営事業)(河原町山上・水根地区)(平成23年度～28年度)
農村整備課	河原町三谷地区地域ため池総合整備事業費	8,272	危険ため池の堤体の改修のための事業費(県営事業)(河原町三谷地区)(平成25年度～28年度)
農村整備課	今在家地区農業水利施設保全合理化事業費	11,998	農業用水の安定供給のため高瀬堰の改修(県営事業)(平成26年～平成28年)
農村整備課	大井手堰農業水利施設保全合理化事業費	5,000	大井手堰の改修のための測量設計(県営事業)(平成27年～平成29年)
農村整備課	農業基盤整備促進事業費	18,000	小河内地区頭首工の改修工事
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	15,643	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	18,169	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
都市環境課	治水対策事業費	483	河原・片山地区ポンプ点検業務
都市環境課	公園管理費	5,661	河原町中央公園、桜つつみ公園等管理費

平成28年度主な地域別事業一覧表

河原地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
道路課	社会資本整備総合交付金事業費	572,178	河原インター山手線外他
道路課	防災・安全交付金事業費	31,000	布袋袋河原線他
文化財課	指定文化財補助金	2,500	木下家住宅保存修理事業補助金
生涯学習・スポーツ課	集会所管理費	1,645	河原町コミュニティセンター(旧河原町中央公民館)のエアコン冷却塔取替
河原町地域振興課	河原地域活性化推進事業費	240	安心安全まちづくり事業に要する経費(あいさつ運動、安心安全のぼり旗設置事業、青パト事業、環境美化推進事業、安心安全踏査事業)
河原町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費(旅費等)
河原町地域振興課	河原城イベント企画事業費	1,420	河原城イベント企画事業等に要する経費
河原町地域振興課	フライトフェスティバル事業費	350	霊石山フライトフェスティバル開催補助
河原町地域振興課	文化振興費	295	新協美術河原展、混声合唱団定期演奏会開催補助
河原町地域振興課	田中寒樓顕彰会開催費	30	田中寒樓顕彰会への補助
河原町産業建設課	あゆ祭補助金	4,926	「あゆ祭り」を実施するあゆ祭企画実行委員会への補助
河原町教育委員会分室	花いっぱい推進事業	155	生涯学習としての集落での花づくり活動に対して花苗・プランター等を助成
河原町教育委員会分室	河原町文化祭事業費	491	第39回河原町文化祭実行委員会への委託料
河原町教育委員会分室	町民スポーツの日開催費	152	自由参加による各種スポーツ大会の開催経費
	合計	2,866,878	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	林道維持管理事業費	860	
道路課	道路管理費	6,596	
道路課	除雪費	555	
道路課	交通安全施設事業工事費	1,000	
	合計	9,011	

平成28年度主な地域別事業一覧表

用瀬地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	11,650	調査地区 美成、古用瀬
危機管理課	防火水槽整備費（新設等）	7,241	用瀬町美成地内
危機管理課	消防ポンプ車格納庫建設事業費	28,558	社消防格納庫新築工事
地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	1,460	お試し定住体験事業費、空き家運営経費
協働推進課	町内集会所建設等補助金	1,749	用瀬地区
文化芸術推進課	文化芸術推進事業補助金	165	月を愛でる会、美術展開催費補助
観光戦略課	流しびなの館管理事業	21,454	流しびなの館指定管理料及びレジ更新経費
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	462	進入防止柵設置に対する支援
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	14,089	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	8,488	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
都市環境課	治水対策事業	14,500	準用河川瀬戸川改修工事
都市環境課	公園管理費	18,910	用瀬町運動公園管理費
道路課	社会資本整備総合交付金事業費	5,000	別府美成線
道路課	防災・安全交付金事業費	3,000	橋梁修繕
文化財課	用瀬郷土歴史館管理費	212	施設管理経費
用瀬町地域振興課	用瀬地域活性化推進事業費	2,413	用瀬地域活性化に要する事業経費及び推進員設置による地域課題の解決等の促進
用瀬町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費（旅費等）
用瀬町地域振興課	ジゲおこし事業費	1,424	用瀬ジゲおこし事業のイベント開催経費への補助
用瀬町地域振興課	町民音楽祭開催費	100	流しびなの館で童謡をうたう会の開催費
用瀬町産業建設課	用瀬流しびな行事	3,766	流しびな行事の開催費
用瀬町産業建設課	流しびなの里をめぐるエコツーリズム推進事業費	5,545	用瀬アルプス（三角山から洗足山に至る山系）の登山道整備経費
用瀬町教育委員会分室	生涯学習推進事業費（ふれあいまつり開催費）	580	用瀬町ふれあいまつり実行委員会への補助

平成28年度主な地域別事業一覧表

用瀬地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
用瀬町教育委員会分室	青少年教育振興事業費	202	地域の子ども達の自立心の向上や仲間づくりを目的に実施する交流事業や研修会、講演会などの各種事業経費
用瀬町教育委員会分室	流しびなマラニック大会補助金	2,112	第29回もちがせ流しびなマラニック大会実行委員会への補助
	合 計	153,193	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	林道維持管理事業費	1,012	
道路課	道路管理費	2,481	
道路課	除雪費	3	
	合 計	3,496	

平成28年度主な地域別事業一覧表

佐治地域

(単位：千円)

	課 名	事 業 名	予算計上額	説 明
1	財産経営課	耐震診断事業費	2,577	佐治町文化ホール耐震診断経費
2	危機管理課	避難案内板設置事業費	446	佐治町多目的広場他
3	地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	1,460	お試し定住体験事業費、空き家運営経費
4	保険年金課	事務費（国民健康保険特別会計（直診勘定））	7,403	佐治町診療所の医療機器更新事業（レントゲン、自動血球計数装置、全自動高圧蒸気滅菌器等に係る経費分）
5	経済・雇用戦略課	因州和紙振興補助金	541	因州和紙を伝承していくため各種事業に取り組んでいる団体への助成
6	経済・雇用戦略課	かみんぐさじ管理事業	2,392	かみんぐさじ指定管理料等
7	観光戦略課	たんぼり荘、山王谷キャンプ場管理運営費	2,444	たんぼり荘、山王谷キャンプ場指定管理料等
8	農業振興課	農産物加工センター管理運営費	943	農産物加工センターの指定管理料
9	農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	2,387	進入防止柵設置に対する支援
10	農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	15,657	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
11	農村整備課	多面的機能支払事業費	2,383	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
12	農村整備課	口佐治簡易水道整備事業費	97,087	口佐治地域の浄水施設、送配水管整備（H26～H29）
13	農村整備課	津無簡易水道整備事業費	858	津無地域の簡易水道施設の改良整備（H25～H29）
14	道路課	社会資本整備総合交付金事業費	91,000	南岸線他
15	道路課	防災・安全交付金事業費	13,000	川奥線他
16	学校教育課	中山間地域ふるさと体験活動支援事業	13,779	市内の小学生が佐治町の民家での農家暮らし体験を中心活動としながら自然体験・文化体験の活動に要する経費
17	文化財課	佐治歴史民俗資料館管理費	373	施設管理経費、土蔵漆喰等修繕経費
18	生涯学習・スポーツ課	さじアストロパーク運営管理費	26,336	施設運営管理経費
19	生涯学習・スポーツ課	さじアストロパーク企画イベント等事業	3,000	さじアストロパークの企画イベント実施委託料
20	佐治町地域振興課	佐治地域活性化推進事業費	3,298	佐治地域活性化に要する事業経費、推進員設置による地域課題の解決等の促進及び旧佐治中学校校庭芝生化事業補助
21	佐治町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費（旅費等）

平成28年度主な地域別事業一覧表

佐治地域

(単位：千円)

	課 名	事 業 名	予算計上額	説 明
22	佐治町地域振興課	地域おこし協力隊事業費	14,021	地域おこし協力隊員4名を配置し、地域活性化に資する取組の実施に要する経費
23	佐治町地域振興課	ふるさとの味祭り事業費補助金	1,350	佐治ふるさと祭りの開催補助
24	佐治町地域振興課	各種協議会等負担金(佐治町文化協会等支援事業)	135	佐治地域の文化振興推進団体に対する補助
25	佐治町地域振興課	文化振興費(さじ民話会補助金)	25	佐治谷話の保存・伝承に取り組む「さじ民話会」への補助
		合 計	303,008	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

	課 名	事 業 名	予算計上額	説 明
26	林務水産課	林道維持管理事業費	146	
27	道路課	道路管理費	3,606	
28	道路課	除雪費	1,381	
29	道路課	交通安全施設事業工事費	350	
		合 計	5,483	

平成28年度主な地域別事業一覧表

気高地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	16,944	調査地区 郡家
地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	460	お試し定住体験事業費
協働推進課	町内集会所建設等補助金	1,906	瑞穂ほか
協働推進課	地区公民館改修事業費	16,253	酒津地区公民館トイレ男女別化改修等
農業振興課	農産物加工センター管理運営費	233	農産物加工施設の施設管理経費
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	254	進入防止柵設置に対する支援
林務水産課	気高地域漁港維持管理費	24,693	気高町地域の漁港の管理経費
林務水産課	漁港海岸漂着物処理事業費	340	気高地区漁港海岸の漂着物除去に係る経費
林務水産課	漁港施設機能保全事業	17,646	船磯漁港の機能保全計画策定経費
農村整備課	農業基盤整備促進事業費	6,000	下光元地区農業用水路改修工事
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	1,437	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	47,995	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
都市企画課	都市再生整備事業費	3,000	JR浜村駅前広場整備に係る測量設計
交通政策課	市町村有償運送事業費	15,616	気高循環バス運行委託費等経費
都市環境課	駐車場管理費	11	浜村駅駐車場管理費
都市環境課	河川維持管理費	1,906	池田川、奥沢見川浚渫業務
都市環境課	普通河川改良事業費	4,500	日光川測量設計業務
都市環境課	公園管理費	5,446	浜村砂丘公園管理費等
道路課	社会資本整備総合交付金事業費	22,000	浜村乙亥正線
道路課	防災・安全交付金事業費	33,118	日光浜村線他
生活環境課	ながおクリーンステーション維持管理運営費	80,025	適正な維持管理に要する経費
生活環境課	リサイクル・ドリームハウス運営費	1,715	適正な維持管理に要する経費

平成28年度主な地域別事業一覧表

気高地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
教育総務課	気高中学校校舎改築事業費	859,238	校舎の耐震補強工事経費
教育総務課	気高中学校屋内運動場耐震補強事業費	145,552	屋内運動場耐震補強工事経費
気高町地域振興課	気高地域活性化推進事業費	1,865	気高地域活性化に要する事業経費（気高地域振興推進員の設置）
気高町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費（旅費等）
気高町地域振興課	地域おこし協力隊事業費	6,342	地域おこし協力隊員2名を配置し、地域活性化に資する取組の実施に要する経費
気高町地域振興課	ふるさと産業まつり（気多の市）補助金	297	気高町ふるさと産業まつり（気多の市）への補助
気高町地域振興課	貝がら節まつり補助金	3,977	貝がら節まつりの開催経費（実行委員会への補助）
気高町地域振興課	睦逢大堤うぐい突き補助金	93	睦逢大堤うぐい突きのイベント開催費等への補助
気高町地域振興課	貝がら節の郷づくり協議会補助金	2,368	「貝がら節の郷づくり協議会」への活動助成費（しょうがぼかぼかフェスタ、浜村温泉映画祭、文化祭開催予定）
気高町教育委員会分室	気高スカロップ杯中学校バレーボール大会補助金	500	中国四国等各県から選抜された男女各12チームによるトーナメント大会への補助
	合 計	1,321,843	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
道路課	道路管理費	11,087	
道路課	除雪費	82	
道路課	交通安全施設事業工事費	1,000	
	合 計	12,169	

平成28年度主な地域別事業一覧表

鹿野地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	19,307	調査地区 宮方、寺内
危機管理課	消防ポンプ車購入費	23,004	鹿野第1分団
地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	1,460	お試し定住体験事業費、空き家運営経費
協働推進課	町内集会所建設等補助金	1,295	勝谷ほか
協働推進課	地区公民館新築事業費	18,015	小鷲河地区公民館新築設計、旧小鷲河小学校プール解体工事
文化芸術推進課	文化芸術推進事業補助金	1,000	鳥の演劇祭開催費補助
文化芸術推進課	文化芸術推進事業補助金	750	BeSeTo演劇祭開催費補助
観光戦略課	鹿野往来交流館管理委託費	17,748	鹿野往来交流館指定管理料
農業振興課	農産物加工センター管理運営費	26	河内生活改善センターの施設管理経費
農業振興課	みんなでやらいや農業支援事業	1,225	鹿野町農業振興プラン実施経費補助(ソフト事業)
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	131	進入防止柵設置に対する支援
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	10,984	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	6,957	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
農村整備課	鬼入道飲料水供給施設整備事業費	68,710	鬼入道地域の簡易水道施設の改修整備(H25～H29)
都市企画課	気高道の駅(仮称)整備事業費	218,629	気高道の駅(仮称)整備に係る測量設計等
都市環境課	街なみ環境助成費	1,000	住宅等整備補助
都市環境課	街なみ環境整備事業施設管理費	150	景観施設補修経費等
都市環境課	鹿野町公園管理費	4,563	鹿野町温泉公園等の公園管理委託費等
都市環境課	河川維持管理費	300	鷲峰水路河川維持管理
都市環境課	公園管理費	4,029	鹿野町城跡公園等の管理費等
都市環境課	公園整備費	3,000	鹿野町城跡公園安全柵補修工事
道路課	防災・安全交付金事業費	26,620	玉川住宅団地前線他

平成28年度主な地域別事業一覧表

鹿野地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
鹿野町地域振興課	鹿野地域活性化推進事業費	941	鹿野地域活性化に要する事業経費
鹿野町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費(旅費等)
鹿野町地域振興課	鹿野わったいな祭事業	2,771	「鹿野わったいな祭」の開催経費
鹿野町地域振興課	鹿野桜まつり花火大会補助金	910	「鹿野祭」の宵祭りに合わせて開催する花火大会への補助
鹿野町地域振興課	街なみ修景整備推進事業	72	鹿野地域の街なみ整備促進地域に対する専門家へのアドバイザー謝金
鹿野町地域振興課	町民音楽祭開催費	3,200	鹿野町民音楽祭開催補助
鹿野町教育委員会分室	地区公民館事業費	416	ジュニア川柳大賞事業の実施に要する経費
鹿野町教育委員会分室	スポーツクラブ鹿の助委託金	267	エアロビクス、各種スポーツ教室開催委託料
	合 計	437,593	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	林道維持管理事業費	1,308	
道路課	道路管理費	5,915	
道路課	交通安全施設事業工事費	300	
	合 計	7,523	

平成28年度主な地域別事業一覧表

青谷地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
財産経営課	国土調査事業	14,583	調査地区 山根
危機管理課	避難案内板設置事業費	446	青谷町農村広場 他
危機管理課	防災行政無線整備事業費	140,254	防災行政無線デジタル化整備工事
協働推進課	地区公民館新築事業費	156,873	中郷地区公民館新築工事費、日置谷地区公民館新築設計
地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	2,160	お試し定住体験事業費(新設)、空き家運営経費
経済・雇用戦略課	因州和紙振興補助金	541	因州和紙を伝承していくため各種事業に取り組んでいる団体への助成
経済・雇用戦略課	あおや和紙工房管理事業費	16,281	あおや和紙工房の指定管理料、企画展示費
農業振興課	農産物加工センター管理運営費	11,975	かちべ伝承館、特産物加工販売施設の指定管理料
農業振興課	いかり原牧場管理事業費	1,030	いかり原牧場の指定管理料
農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	1,026	進入防止柵設置に対する支援
林務水産課	青谷町漁港施設維持管理事業	20,412	青谷町地域の漁港維持管理経費
林務水産課	漁港海岸漂着物処理事業費	510	青谷地区漁港海岸の漂着物除去に係る経費
農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	5,173	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
農村整備課	多面的機能支払事業費	6,651	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
都市企画課	都市再生整備事業費	62,564	青谷中央広場、福井田川親水護岸整備他
交通政策課	市町村有償運送事業費	2,250	絹見バス運行委託費等経費
都市環境課	駐車場管理費	216	青谷駅周辺駐車場管理費
都市環境課	普通河川改良事業費	3,800	青谷町福井田川改良工事
都市環境課	治水対策事業	271	青谷・下善田地区ポンプ点検操作業務等
都市環境課	公園管理費	402	青谷町運動公園管理費
道路課	防災・安全交付金事業費	41,018	中町東町赤尾谷線外他
建築住宅課	若者向け賃貸住宅管理費	1,414	グリーンハイツあおや管理費

平成28年度主な地域別事業一覧表

青谷地域

(単位：千円)

課名	事業名	予算計上額	説明
下水道企画課	施設維持管理費（コミプラ分）	4,428	青谷町栄町のコミュニティ・プラント施設の維持管理経費
生活環境課	青谷町いかり原維持管理費（太陽光発電施設）	5,287	いかり原牧場地内の太陽光発電施設の維持管理経費
教育総務課	青谷中学校校舎改築事業費	408,872	校舎改築事業経費
文化財課	青谷上寺地遺跡管理事業費	4,407	・上寺地遺跡の保護及び景観保全管理経費 ・上寺地遺跡保存整備基本設計負担金
文化財課	青谷上寺地遺跡展示館・あおや郷土館管理費	30,694	2施設の指定管理料
高齢社会課	社会福祉施設改修事業費	303	青谷町高齢者福祉センター排煙窓修繕
青谷町地域振興課	青谷地域活性化推進事業費	924	青谷地域活性化に要する事業経費
青谷町地域振興課	総合支所統括費	113	支所長経費（旅費等）
青谷町地域振興課	日中韓高校生国際交流事業	813	青谷高校生及び中国・太倉市、韓国・居昌（コチャン）郡の高校生との交流事業等
青谷町地域振興課	青谷オープン卓球大会補助金	500	近府県の中学生を集めた卓球大会を開催して青谷地域の活性化を図る取組に対する補助
青谷町地域振興課	青谷地域にぎわい創出事業補助金	3,016	青谷因州和紙産地強化事業及び青谷ようこそ市場開催事業への補助
青谷町地域振興課	観光イベント開催補助金	779	青谷町観光キャンペーン事業への補助
青谷町産業建設課	青谷ようこそ夏まつり事業費	1,000	青谷ようこそ夏まつり事業への補助
青谷町教育委員会分室	池田市・青谷町スポーツ少年団交流親善大会開催費	54	軟式野球を通じたスポーツ少年団の交流事業に対する補助金
	合計	951,040	

(再掲) (予算計上額は鳥取地域に含まれるが執行委任され各地域で執行できる予算)

課名	事業名	予算計上額	説明
林務水産課	林道維持管理事業費	1,415	
道路課	道路管理費	9,449	
道路課	社会資本整備総合交付金	179	
道路課	交通安全施設事業工事費	100	
	合計	11,143	

佐治町総合支所関係職員名簿

平成28年4月1日現在

課 等	職名等	本 務	氏名	備 考
佐治町総合支所				
支所長	支所長	○	小谷繁喜	〈併〉さじアストロパーク所長
副支所長	副支所長	○	竹本康宏	(兼) 地域振興課長 〈併〉教育委員会事務局佐治町分室長 (兼) 佐治町B&G海洋センター所長 (兼) 佐治歴史民俗資料館長 〈併〉選挙管理委員会事務局書記
地域振興課	課長		竹本康宏	
	課長補佐	○	西尾 宏	〈併〉選挙管理委員会事務局書記
	主査	○	西尾敏之	"
	主幹	○	中谷 均	"
	"	○	上田眞博	"
(中山間地域振興推進員)	嘱託	○	西村省一	
(地域おこし協力隊)	"	○	柿崎文靖	
	"	○	多田伸治	
	"	○	横山 浩	
	"	○	阿久津和也	
市民福祉課	課長	○	徳永 努	(兼) 佐治地区保健センター所長 (兼) 佐治町国民健康保険診療所長
	主査	○	山口昌樹	
	主幹	○	武田恵子	
	主任	○	谷口由美子	
	"	○	石山真理子	(兼) 佐治地区保健センター主任
	主事	○	山田健一	任期付
	"	○	西村清太郎	再任用
産業建設課	課長	○	川西仁志	
	主査	○	小林隆美	
	主幹	○	霜田憲孝	
	主事	○	小谷隆彦	再任用
	"	○	谷上右近	"
教育委員会事務局				
佐治町分室	分室長		竹本康宏	
	主幹	○	田中寿彦	(兼) 佐治町B&G海洋センター主幹
	主事	○	間屋口真功	
	嘱託	○	寺崎裕子	嘱託
佐治町B&G海洋センター	所長		竹本康宏	
	主幹		田中寿彦	
		○	藤原直子	派遣
佐治小学校	学校嘱託員	○	小谷千明	嘱託
	学校図書館司書	○	佐藤信子	"

課 等	職名等	本 務	氏名	備 考
さじアストロパーク	台長		香西洋樹	非常勤
	所長		小谷繁喜	
	副所長	○	山西正博	
	主査	○	宮本 敦	
	主幹	○	相本 実	
	主任	○	織部隆明	
	管理員	○	田中久美子	嘱託
	"	○	遠藤博伸	"
	"	○	鈴木照美	"
	"	○	谷本和典	"
		○	藤田さくら	派遣
人権福祉センター	所長	○	下田智明	嘱託
	人権福祉員	○	栗谷眞由美	"
	"	○	野村将史	"
	人権教育推進員	○	竹内ゆづる	"
佐治診療所（医科）	医長	○	前田祐哉	
	主幹	○	下石和子	
	主任	○	岡田美穂	
	理学療法士長		岡田崇臣	〈併〉市立病院リハビリテーション部
	作業療法士		山本台次	"
	事務員	○	加藤朱美	嘱託
佐治診療所（歯科）	医長	○	奥田 学	
	主任	○	田中素佳子	
	衛生士	○	前田仁美	再任用
	"	○	岡村るりこ	嘱託
	技工士	○	津川卓也	
	事務員	○	岸田美穂	嘱託
さじ保育園	園長	○	衣笠京子	
	副園長	○	山下みゆき	
	主任	○	細田美智枝	
	保育士	○	戸田麻美	
	"	○	米山彩香	臨時
	"	○	森尾智咲	"
	"	○	中村有希	"
	"	○	田中啓子	"
	調理員	○	田渕くみ子	
"	○	藤原亜矢子	任期付	
佐治地区公民館	館長	○	奥田哲実	
	公民館主任	○	伊福部千恵美	嘱託
	公民館主事	○	西尾千枝	"
	"	○	井上 楨	"

平成28年4月 日

各種団体長 様

旧佐治中学校グラウンド芝生化推進委員長 谷口 輝男
鳥取市佐治町総合支所長 小谷 繁喜
(公 印 省 略)

旧佐治中学校グラウンド芝生化協力者の募集について (お願い)

日頃より旧佐治中学校グラウンド芝生化につきましては格別なるご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

平成25年3月末に廃校となった佐治中学校の利活用について、平成26年3月に策定された利活用基本方針でグラウンドは芝生化して平面的な利用に供することの方針が示されました。

平成27年に多くの団体の代表の方に参加していただき、旧佐治中学校芝生化推進委員会を設立し協議を進め、平成28年に実施することとなりました。

芝生化後は、レクリエーションやスポーツなどの交流スペースの他、ドクターヘリ等の臨時発着場として活用したいと考えています。芝生化することで飛砂を防止でき、スムーズな離着陸や運航が可能となり、地域の安心・安全が高まります。

つきましては、旧佐治中学校グラウンドの芝生植付け作業を下記の日程で行いますので、貴関係機関の皆様方にも是非ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、参加日時および人員がわかれば事前ご連絡いただければ幸いです。

記

作業日時： 6月16日(木)から6月19日(日)の4日間
午前の部 9時から12時までの3時間
午後の部 2時から5時までの3時間
※上記日程のご都合の良い日時にご協力をお願いします。
少雨でも決行しますが、大雨の場合は中止します。

参集場所： 旧佐治中学校グラウンド
※駐車場が狭いため、できる限り乗り合わせでお願いします。

持参品： 移植ごて・軍手

目標協力者数： 人
※但し、4日間でゆっくり作業するための目安の人員です。
都合で少なくなっても大丈夫ですので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ： 旧佐治中学校グラウンド芝生化推進委員会事務局(佐治地区公民館内) 88-0228
わけ先 鳥取市佐治町総合支所 地域振興課 88-0211

旧佐治中学校グラウンド芝生化 協力者募集！！

平成25年3月末に廃校となった佐治中学校の利活用について、平成26年3月に策定された利活用基本方針で、グラウンドは芝生化して平面的な利用に供することの方針が示されました。

平成27年に多くの団体の代表の方々に加入していただき旧佐治中学校芝生化推進委員会を設立し協議を進め、平成28年に実施することとなりました。

芝生化後は、レクリエーションやスポーツなどの交流スペースの他、ドクターヘリ等の臨時発着場として活用したいと考えています。芝生化することで飛砂を防止でき、スムーズな離着陸や運航が可能となり、地域の安全・安心が高まります。

つきましては、旧佐治中学校グラウンドの芝生化植付け作業を下記の日程で行いますので、多くの方のご協力をお願いいたします。

作業日時： 6月16日(木)から6月19日(日)の4日間

午前の部 9時から12時までの3時間

午後の部 2時から5時までの3時間

※上記日程のご都合の良い日時にご協力をお願いします。

少雨でも決行しますが、大雨の場合は中止します。

集合場所： 旧佐治中学校グラウンド

※駐車場が狭いため、できる限り乗り合わせをお願いします。

持参品： 移植ごて・軍手

お問い合わせ： 旧佐治中学校グラウンド芝生化推進委員会事務局(佐治地区公民館内) 88-0228

わけ先 鳥取市佐治町総合支所 地域振興課 88-0211

✂ き り と り ✂

旧佐治中学校グラウンド芝生化協力参加申込書

参加していただける日程(該当に○、複数可)

上記のとおり参加を申し込みます。

	午前	午後
6/16(木)		
6/17(金)		
6/18(土)		
6/19(日)		

住 所

氏 名

電話番号

※この申込書は、本事業以外には使用しません

旧佐治中学校跡施設等利活用者の募集について(案)

平成 28 年 4 月 28 日

平成 24 年度末で廃校となった佐治中学校跡施設等の利活用者を募集します。現在、3 団体が利活用していますが、まだ空部屋、空き教室がありますので募集を行うものです。

(1) 応募資格

・鳥取市内の事業者で、本市内に本店を有する法人又は団体、グループ等であること。

(2) 貸付

・中学校の校舎(耐震性が不足している部分はその旨を承知のうえでの貸付となります。)

(3) 提案事業内容

・中学校が地域の教育施設であったことを踏まえ、地域の活性化と地域振興に貢献できる事業であり、周囲の住環境に配慮した利活用であること。

(4) 施設の概要

(ア) 所在地 鳥取市佐治町古市 165-1

(イ) 施設 旧佐治中学校 校舎 昭和 52 年築

面積 1階 736.11 m² 2階 700.77 m²

I s 値 東側 0.27 西側 0.63

(ウ) 施設廃止 平成 25 年 3 月末

(5) 貸付に関する事項

(ア) 貸付料 別途協議して決定します。

(イ) 事業に伴い必要となる施設の改修費や維持管理に伴う光熱水費、・燃料費・修繕費並びに設備点検費用等は利活用者の負担となります。

(6) 貸付期間

・原則 5 年とし、期間終了前に両者の合意があれば更新できます。

(7) 応募手続

(ア) 公募型プロポーザル(企画提案)方式で行います。

(イ) 応募期間 随時(毎月 10 日を応募の締め切りとします。)

(ウ) 募集要項

※佐治町総合支所に設置しています。(空部屋の状況は下記にお尋ねください。)

(エ) 応募締め切り後に事業計画等についての審査を行い、書類審査の後、事業計画ヒアリングを行い選考し決定します。なお、空き部屋がなくなり次第終了します。

なお、審査の結果、妥当な応募、及び事業内容等でないと判断された場合には、選定されないこともあります。

お問い合わせ

佐治町総合支所 地域振興課

電話 0858-88-0211 F A X 0858-89-1552

佐治町「地域おこし協力隊」事業に係る取り組み状況

佐治地域振興会議用資料

平成28年1月21日（木）開催の佐治地域振興会議での報告以降の活動状況は以下のとおりです。

<活動状況>

◆農業関連活動

○多田隊員

- ・飯盛山農地耕作
- ・公民館マルシェの継続…補助的に参加
- ・インターネット上で野菜セットの販売を予定

○阿久津隊員

- ・飯盛山ほ場での野菜栽培
⇒アスパラガスを主として栽培
- ・特産品開発
⇒どぶろくの名称が「どんでん返し」に決定。秋に本格販売

◆手すき和紙、移動販売関連活動

○横山隊員

- ・手すき和紙製造工程の習得研修の継続（かみんぐさじ）。…2月まで
- ・みつまた（食堂）の業務に3月より従事。

◆五しの活用関連活動

○柿崎隊員

- ・教育旅行誘致活動

五しの里さじ地域協議会では関西圏の学校誘致活動をしており、自然体験活動中の事故・ケガの防止を目的としたマニュアルを作成中。

（29年度に中学校1校、30年度に2校の誘致が決定）

<今後の予定等>

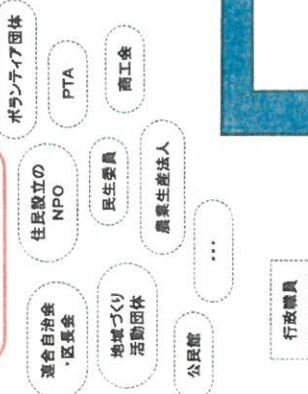
◇各種研修等への参加

⇒ 最終年度のため、定住・起業等に参考となる研修などへ参加予定。

「小さな拠点」づくりはどうやって進めるの？



多様な主体の参画



1 様々な主体で検討体制をつくる

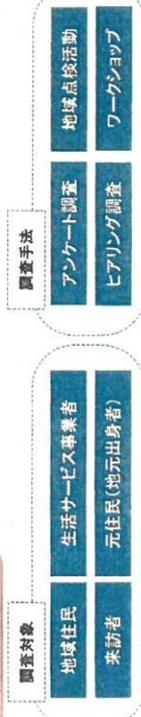
- ▶▶▶ 詳しくは 本編 P8~11
- 地域にはどんな組織や人材、機能があるか調べ、「地元関係図」をつくります。
- 「地元関係図」にある様々な地域社会の構成主体に声をかけて、「小さな拠点」づくりに取り組むための検討組織をつくります。
- 行政職員も検討体制に参画するなどして、地域の取組を様々な面からサポートします。

2 地域の現状や住民のニーズ・シースなどを把握する

- ▶▶▶ 詳しくは 本編 P12~15
- 地域での生活を支える生活サービスの現状や今後の見通し、あるいは地域で暮らし続ける上で住民に必要とされているもの(ニーズ)などを把握します。
- 例えは...
 - ・買い物や通院はどうしている？
 - ・地域の暮らしの中で困っていることは？
 - ・地域にあるとよいと思う活動・サービスは？
 - ・地域で何か活動をしている？
 - ・この先も地域で暮らし続けたい？
 - ・地域のために何かやりたいことはある？
- 地域点検活動やワークショップなどを通じて、地域の現状や課題、地域の魅力や資源、住民自身で提供できる活動(シース)などを把握します。
- 地域の将来をどうしたいか、自分たちに何ができるかなどを話し合い、「小さな拠点」づくりに向けた地域住民の皆さんの主体性を高めていきます。



様々な調査対象・調査手法



3 「小さな拠点」づくりプランを検討する

- ▶▶▶ 詳しくは 本編 P16~17
- 「小さな拠点」に必要な機能やサービスを検討します。
- 例えは...
 - ・身近な地域にない困る生活サービス・機能は？
 - ・地域内にはなくても、行動範囲を広げれば用が足りるものは？
 - ・すでに地域住民や地域の様々な団体・組織が行っている活動を「小さな拠点」で組み合わせたら、何ができる？
- 「小さな拠点」をつくと生活がどう変わるか、地域がどう変わるか、将来の地域での暮らしをイメージし、プランにまとめます。



- 試行的取組を通じた検証
- 高齢者移送サービス車両を使った商品配送
- 交流イベントと併せた健康づくり活動の実施
- 移動販売や朝市・夕市の開催

4 「小さな拠点」を運営する体制をつくる

- ▶▶▶ 詳しくは 本編 P16~19
- 地域の皆さんや様々な組織・団体、行政と、「小さな拠点」でのサービス・活動の行い方や役割分担について話し合います。
- 「小さな拠点」の運営を支えるスタッフとして、地域内だけでなく地域外にも広く声をかけ、人材を確保します。



5 「小さな拠点」での取組・活動を始動させる

- ▶▶▶ 詳しくは 本編 P18~21
- 「小さな拠点」の取組をスタートします。
- まず、住民ニーズの高かったサービスやすぐに実行に移せそうな活動から始めていきます。必要に応じて行政の支援や民間団体の助成金などを活用し、遊休施設を改修するなどして、活動の核となる場所を整え、成功体験や試行錯誤を繰り返しながら、段階的に取組を広げていきます。



6 「小さな拠点」の取組を持続・発展させる

- ▶▶▶ 詳しくは 本編 P20~23
- 購買や宿泊など収益が期待できる事業を組み立てたり、地域内の様々な「小さい」仕事を組み合わせさせて雇用を確保するなど、「合わせ技」を発揮して、「小さな拠点」が持続的に運営できる仕組みを構築します。
- 行政も、地域の状況に応じて活動の立ち上げに必要な経費の補助や施設の管理委託や事業委託などを通じて、「小さな拠点」での取組を支援します。



点検・見直し

小さな拠点モデル促進支援事業について

平成28年3月

佐治町総合支所地域振興課

- ①「小さな拠点モデル促進支援事業」は、これからも地域に住み続けていくため、生活を支える新しい地域運営の仕組みづくりの構築を目指すもので、例えば次に示すような事業や手法等が考えられます。

○エリア設定

- ・振興協議会単位でも可能ですが、佐治町全体を「小さな拠点」として位置づけてエリア設定を行う。

○生活を支える新しい地域運営の仕組みづくり（佐治町で考えられる事業例）

- ・地域助け合いボランティアセンター
高齢者移送、食事、簡易な農林作業等の受託、家屋等の雪かき、簡易な家屋修繕、買い物、掃除、洗濯等
- ・地域活性化事業
研修宿泊施設、農産物直売所、農家レストラン、移動販売事業など
- ・地域内交通システム
新たな地域内の公共交通の構築（過疎地有償運送等）

②事業のポイント、留意事項等

- ・事業主体 ※広域的運営組織、複数集落で構成する住民団体
佐治町まちづくり協議会など
- ・拠点施設候補（案）
【口佐治地区】旧佐治中学校、地域活性化センター
【中佐治地区】プラザ佐治、保健センター、屋内多目的運動場
【第3区】旧ふたば保育園、西佐治会館、和紙民芸館
【山王地区】山王ふれあい会館
- ・1年目に計画策定等のソフト事業 事業費上限 1,500千円
(補助率 県2/3、市1/3)
- ・2年目から担い手育成支援事業（事業費上限3,000千円）が3年間対象となる。(補助率 県1/2、市1/2)
※補助事業が終わった4年目以降も成り立つような仕組みと支援策が必要。

③仮に佐治町で取組む場合の概略日程（案）

平成28年度 地域で事業について話し合い、協議検討を行う。

※各種団体等からなる検討会を設置して、事業に取り組んだ方がよいかどうか。また、取り組むとした場合、何に取り組むべきかなどを、補助事業を活用して計画策定する前段で素案を検討する。

平成29年度 補助事業を活用して計画を策定する。

（生活を支える新しい地域運営の仕組みづくり計画）

※地域での理解や合意状況によっては、計画策定と担い手育成事業を同年度に並行して実施していくことも可能です。

平成30年度

～

平成32年度

} 補助事業を活用して、担い手を雇用し、前年度に策定した計画に基づき具体的に実施に移して行く。

※計画した事業は、本事業とは別にそれぞれ補助事業等を活用して実施する。

※実施にあたっての事業主体が、まちづくり協議会になるとは限りません。

平成33年度以降 3年間雇用した担い手を中心に、生活を支える新しい地域運営の「仕組み」の運営を行う。

※担い手の人件費等は、構築する「仕組み」の事業によって捻出していけることが理想的

若者定住等による集落活性化総合対策事業



◎小規模高齢化集落が直面している危機

- ・集落活動・共同活動の停滞
- ・生産活動の停滞・生産意欲の減退
- ・景観・居住環境の悪化

集落での生活条件が著しく悪化→無住化・廃村の危機に！！

地域が一体となった総合的集落対策が不可欠！ 待たなし！！

総合的な集落対策

★Uターン者の確保★

～移住者への手厚い支援の一例～

- ・報奨金(250万円・3年間) ← ニコニコ協力隊は200万円
- ・住宅取得支援(250万円)
- ・子どもの出産経費支援 NEW!
- ・通学支援 NEW!
- ・奨学金補填給付 NEW!
- ・雇用企業への支援

※まずは移住者の生活基盤の確保と安定が必須！

外部人材の「個の力」を活用した地域づくり

Uターン者の支援に加え、既住者の流出防止対策も急務

★集落環境整備への支援★

- ◎里地里山の再生
- 農林地の保全対策
- 景観向上対策
- 鳥獣被害対策
- ◎地域活性化対策
- 地域資源を活用した所得確保等

集落の「輪の力」を活用した地域づくり

- ・既存事業の補助率を1/2→2/3へ
- ※重点的対策のため市町村等地元へのインセンティブが必須

Premium2

集落の輪の力の結集である地域プランの策定

※住民個々の認識を統一化し、目標に向かって進む機運醸成が必須

【効果】

- 小規模高齢化集落及びそれを支える地域の
 - 生活環境・生産環境の向上(小規模高齢化集落の再生)
 - コミュニティ活動の復活・支え愛意識の醸成
 - 若者等が寄り添う居住空間の創出(新たな担い手の誕生) 等

小規模高齢化集落対策を通じ、**県内集落全体の活性化に向けた底上げを図る**

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域における集落の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、小規模高齢化集落又は小規模高齢化集落に準じる集落（以下「小規模高齢化集落等」という。）において、将来の集落を担う新たな人材とされる移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落等を含む地域が一体となって取り組む集落再生、地域活性化に向けた取組を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域。

(2) 小規模高齢化集落等

高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）、高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準じる集落）。ただし、高齢化率が40%未満であっても、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市町が認める集落を含む。

(3) 移住者

鳥取県内、県外の居住地から新たに鳥取県内の小規模高齢化集落等に移住する者。ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。

ア 鳥取県内の小規模高齢化集落等が属する市町の住民基本台帳に記録されていた者が、同一市町内の小規模高齢化集落等に移住する者。ただし、小規模高齢化集落等に移住するための準備等のため、鳥取県内、県外の居住地から、移住する小規模高齢化集落等が属する市町内に、一時的に居住している者と市町が認める場合を除く。

イ 鳥取県内外の大学、大学院、短期大学、専門学校、専修学校等への修学を終え、修学前に居住していた小規模高齢化集落等に移住する者。

(4) 過疎債

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、小規模高齢化集落等が地域プランの策定を条件に取り組む次に掲げるものとする。

(1) 地域プラン策定支援事業

(2) 移住者直接支援事業

ア 移住者生活支援

イ 住宅取得等支援

ウ 地域活性化活動支援

エ 出産支援

オ 通学支援

- カ 奨学金返済支援
- (3) 移住者間接支援事業
 - ア 雇用企業等支援
- (4) 地域維持活動・地域活性化支援事業

(補助対象経費、補助率等)

第5条 前条に規定する事業の補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、県補助率、補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条の事業を行う者及び別表1-1及び別表1-2第4欄に掲げる者に対して間接補助金を交付する市町に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額に別表1-1の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、市町が過疎債を事業の全部又は一部について充当して実施する場合（以下、「過疎債充当事業」という。）及び市町が過疎債を財源とした基金等により事業を実施する場合（以下「基金充当事業」という。）の本補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に別表1-2の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

(1) 過疎債充当事業 市町が過疎地域自立促進市町村計画に定める地域自立促進特別事業として、事業実施主体に対し補助金や交付金の交付を行った額（この場合において、県から市町への補助金交付は事業実施年度の翌年度に行うものとする。）

(2) 基金充当事業 事業実施年度において補助対象事業に要する経費

4 前2項において、第9条に定める間接補助事業者が課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を含めないものとする。

5 第4条第1項に定める事業のうち、(2) 移住者直接支援事業及び(3) 移住者間接支援事業の一部については最大3年間に限り行うものとする。ただし、平成23年度から地域プラン策定時の間に小規模高齢化集落等への移住者があり、平成26年度末までに地域プランを作成した地区においては、その間1年間に限り事業を実施することができる。

6 前各項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しない。ただし、第4条第4号に掲げる事業を行う場合は、この限りでない。

7 本補助金の交付の対象となる事業が第4条第4号に掲げる事業に該当し、かつ、別表1-1(4) 地域維持活動・地域活性化支援事業に定める事業にも該当する場合であって、同表に定める事業の補助金又は交付金の交付要綱において当該補助金又は交付金と本補助金との併給を禁止する規定があるときは、当該規定にかかわらず、併給することができることとする。

8 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、補助対象経費（間接補助対象経費）が、工事請負費及び委託費の場合については、県内事業者が実施したものに限定する。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請時期は、事業開始の20日以内までに行わなければならない。ただし、第4条第1項(4)地域維持活動・地域活性化支援事業については、事業実施年度の12月10日までに行わなければならない。

2 過疎債充当事業については、事業実施の翌年度5月末日までに行わなければならない。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第9条 本補助金の交付を受けた市町(以下「補助事業者」という。)は、第6条第1項に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業対象地域(地区)の変更

(3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第12条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第13条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(完了届を要しない場合)

第14条 補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであっても、常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(実績報告の時期等)

第15条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、過疎債充当事業については、第8条の交付決定を受けた日から20日以内。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第16条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(財産の処分制限)

第17条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第18条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第19条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者に入収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示し

たときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第20条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、及び保管しなければならない。

(雑則)

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

項目名	目標 【基本計画・施策】	推進期間			26年度			27年度			28年度		備考	担当課
		短期 ～29年度	中期 ～31年度	長期 ～35年度	実施内容	予算額 (千円)	目標 達成度	事業の 方向性	実施内容	予算額 (千円)	目標 達成度	事業の 方向性		
①子育て・教育環境の充実	地域で安心して子どもが育てる 【教育の充実】	○放課後児童クラブの拡充と運営支援 ○場所変更等について協議、検討	○放課後児童クラブの運営支援	○放課後児童クラブの運営支援	3,872	3,872	継続	○放課後児童クラブの運営支援	3,652	3,652	継続	○放課後児童クラブの運営支援	3,652	学校教育課
②地域医療の確保による健康・医療、福祉の連携強化	安全で安心な暮らしの確保 【健康・医療、福祉の連携強化】	○地域包括ケアシステムの検討 ○医療機器等の充実	○医療機器等の充実 ○通所リハビリテーション開設	○医療機器等の充実 ○通所リハビリテーション開設	5,657	5,424	達成	内視鏡導入(医科) X線診断装置更新(西科) X線診断装置更新(西科) 技工用台車更新(西科) 技工用ハンカピープス購入(歯科) 小型滅菌器購入(歯科) トリエ修(西科)	2,787	8,002	継続	X線撮影装置更新(医科) 自動血球計装置導入(西科) 滅菌器更新(西科) フレットコンビューター更新(歯科)	8,002	保険年金課
③住環境の確保	交通の利便性向上 【公共交通の確保】	○佐治地域域の電バスシステム(過境電送送事業等)構築に向けての検討	○事業開始 ○運営支援	○運営支援	-	-	未達	○システム構築に向けての後	-	-	継続	○システム構築に向けての後	-	学校教育課
④住民生活の向上	安全で安心な暮らしの確保 【生活基盤の充実】	○冬期間の積雪で交通に支障をきたす恐れのある集落の融雪施設の整備改善 ○市道の加幅改良及び危険箇所での改良促進	○冬期間の積雪で交通に支障をきたす恐れのある集落の融雪施設の整備改善 ○市道の加幅改良及び危険箇所での改良促進	○冬期間の積雪で交通に支障をきたす恐れのある集落の融雪施設の整備改善 ○市道の加幅改良及び危険箇所での改良促進	47,700	37,569	達成	・市道南岸線改良工事 ・市道津野・津無・川原線等測量設計・改良工事	125,750	104,000	継続	・市道南岸線改良工事 ・市道津野・津無・川原線等測量設計・改良工事	104,000	佐治町総合支所
⑤住環境の向上	地域で買い物が出来るなど、安心して暮らせる地域の確保 【地域福祉力の向上】	○市内の国道482号線の危険箇所及び狭い箇所等の改良促進	○市内の国道482号線の危険箇所及び狭い箇所等の改良促進	○市内の国道482号線の危険箇所及び狭い箇所等の改良促進	2,266	2,266	達成	・移動販売事業(地域おこし協力隊による支援)1,395千円 ・高齢者見守り事業の実施 ・運営費補助	1,281	1,911	継続	・移動販売事業(地域おこし協力隊による支援)1,395千円 ・高齢者見守り事業の実施 ・運営費補助	1,911	佐治町総合支所
⑥住環境の向上	水道の安定供給 【生活基盤の充実】	○地元管理簡易水道の改良整備	○地元管理簡易水道の改良整備	○地元管理簡易水道の改良整備	40,434	40,000	達成	・全体構想(津無) ・詳細設計(口佐治)	171,910	97,945	継続	・用地買収・橋樑(津無・口佐治) ・工事(口佐治)	97,945	農村整備課 水道課
⑦住環境の向上	移住定住者の受入による人口増(増加)及び後継者確保 【子育て・定住の促進】	○空き公共施設等のあり方、利用の推進、移住定住のための空き家活用システムの構築 ○移住者対策(婚活事業等)の推進	○空き公共施設や空き家を活用しての移住定住者の募集、受入等 ○後継者対策(婚活事業等)の推進	○空き公共施設や空き家を活用しての移住定住者の募集、受入等 ○後継者対策(婚活事業等)の推進	-	-	継続	・利用者を前報とした空き家台帳の作成 ・婚活支援組織の構築	1,000	1,000	継続	○空き家管理業務 ・婚活イベントの実施	1,000	佐治町総合支所
⑧住環境の向上	観光事業の推進(体罰整備と広域連携による入客の増加) 【ビジットとどりの展開】	○観光事業の推進(体罰整備と広域連携による入客の増加) ○たんのほり荘をはじめとする山王台地域の施設修繕と充実	○たんのほり荘をはじめとする山王台地域の施設修繕と充実	○たんのほり荘をはじめとする山王台地域の施設修繕と充実	3,581	3,581	継続	○たんのほり荘をはじめとする山王台地域の施設修繕と充実 ・五谷歩道の整備 3,581千円	3,581	3,581	継続	○たんのほり荘をはじめとする山王台地域の施設修繕と充実	3,581	佐治町総合支所
⑨住環境の向上	5つの着目(を主とした)地域振興	○シャワー・クワイミング、ツリーイング、川原線等の整備 ○さし谷話しの保存伝承と活用 ○グリーントーン・リズムの拡大、充実(中山開ふるとるるる)の推進 ○近畿教育旅行の受入推進	○シャワー・クワイミング、ツリーイング(地域おこし協力隊による支援)996千円 ○さし谷話しの保存伝承と活用 ○グリーントーン・リズムの拡大、充実(中山開ふるとるるる)の推進 ○近畿教育旅行の受入推進	○シャワー・クワイミング、ツリーイング(地域おこし協力隊による支援)996千円 ○さし谷話しの保存伝承と活用 ○グリーントーン・リズムの拡大、充実(中山開ふるとるるる)の推進 ○近畿教育旅行の受入推進	996	996	達成	○シャワー・クワイミング、ツリーイング(地域おこし協力隊による支援)996千円 ○さし谷話しの保存伝承と活用 ○グリーントーン・リズムの拡大、充実(中山開ふるとるるる)の推進 ○近畿教育旅行の受入推進	996	996	継続	○シャワー・クワイミング、ツリーイング(地域おこし協力隊による支援)996千円 ○さし谷話しの保存伝承と活用 ○グリーントーン・リズムの拡大、充実(中山開ふるとるるる)の推進 ○近畿教育旅行の受入推進	996	佐治町総合支所

佐治「鳥取市新市域振興ビジョン」推進計画 進捗チェック状況

項目名	目標 【基本計画・施策】	推進期間			26年度			27年度			28年度		備考	担当課	
		短期 ～29年度	中期 ～31年度	長期 ～35年度	予算額 (千円)	進捗 達成度	事業の 方向性	実施内容	予算額 (千円)	進捗 達成度	事業の 方向性	実施内容			予算額 (千円)
		○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充(農 業機械の整備、更新)	○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充(農 業機械の整備、更新)	○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充(農 業機械の整備、更新)											
⑥産業振興 【農林水産業の振興】	就業者の高齢化等による担い 手・後継者不足の改善(農林水 産業の振興)	○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充(農 業機械の整備、更新)	○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充(農 業機械の整備、更新)	○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充(農 業機械の整備、更新)	3,645	継続	○農作業受託体制の拡充 (農業機械の整備、更新) 田 地継承補助 3,645千円	3,645	継続	○後継者・担い手確保対策 ○担い手等への権利による規 模拡大と農地保全 ○農作業受託体制の拡充 (農業機械の整備、更新)	1,428	1,428	佐治町総合支所		
		○販出をばはじめとする高産農 地の再生、利活用(耕作放棄 地)の活用 ○地域内の農地管理システム の運用	○販出をばはじめとする高産農 地の再生、利活用(耕作放棄 地)の活用 ○地域内の農地管理システム の運用	○販出をばはじめとする高産農 地の再生、利活用(耕作放棄 地)の活用 ○地域内の農地管理システム の運用	1,428	達成	○販出をばはじめとする高 産農地の再生、利活用(地域 おこし協力隊による支援)	1,796	継続	○販出をばはじめとする高 産農地の再生、利活用(地域 おこし協力隊による支援)	3,187	3,187	佐治町総合支所		
⑦産業振興 【和紙産業の振興】	手作り製工務をはじめとする各 種加工グループの育成・支援 【農林水産業の振興】	○手作り製工務をはじめとする 各種加工グループの販路拡大 と運営支援	○手作り製工務をはじめとする 各種加工グループの販路拡大 と運営支援	○手作り製工務をはじめとする 各種加工グループの販路拡大 と運営支援	598	達成	○手作り製工務をはじめとす る各種加工グループの販路 拡大と運営支援	598	達成	○手作り製工務をはじめとす る各種加工グループの販路 拡大と運営支援	-	-	佐治町総合支所		
		○畜舎公設施設等を活用した 集約処理施設の整備(協力隊 による調査支援) ○新規・商品の開発及び 販路拡大等	○貯蔵者増加対策 ○新規・商品の開発及び 販路拡大等	○貯蔵者増加対策 ○新規・商品の開発及び 販路拡大等	38	達成	○貯蔵者増加対策 (地域お こし協力隊による支援)	254	継続	○貯蔵者増加対策 (地域お こし協力隊による支援)	850	850	佐治町総合支所		
⑧地域防災力の充実 【地域防災力の強化】	和紙産業の振興と全国のイ ベント開催等による和紙の 認知度向上及び利用拡大 【工業の振興】	○20世紀末をはじめとする果樹 の維持拡大対策 ○フコ、森、カンク等の特産 品7品(協力隊等)による試験 栽培 ○プロマルシェ等の取組み (協力隊による調査支援、美 田等)	○20世紀末をはじめとする果樹 の維持拡大対策 ○フコ、森、カンク等の特産 品7品(協力隊等)による試験 栽培 ○プロマルシェ等の取組み (協力隊による調査支援、美 田等)	○20世紀末をはじめとする果樹 の維持拡大対策 ○フコ、森、カンク等の特産 品7品(協力隊等)による試験 栽培 ○プロマルシェ等の取組み (協力隊による調査支援、美 田等)	890	達成	○プロマルシェ等の拡大、充 実(地域おこし協力隊による 支援)1,995千円 ○20世紀末をはじめとする果 樹の維持拡大対策(農業移 住支援)200千円 ○プロマルシェ等の取組み (調査研修、販路拡大)184千 円	2,186	継続	○プロマルシェ等の拡大、充 実(地域おこし協力隊による 支援)1,995千円 ○20世紀末をはじめとする果 樹の維持拡大対策(農業移 住支援)200千円 ○プロマルシェ等の取組み (調査研修、販路拡大)184千 円	2,186	2,186	佐治町総合支所		
		○後継者確保、育成(希望者公 募等) ○市内の産地(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	○後継者確保、育成(希望者公 募等) ○市内の産地(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	○後継者確保、育成(希望者公 募等) ○市内の産地(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	399	達成	○後継者確保、育成(地域お こし協力隊による支援)	1,196	継続	○後継者確保、育成(地域お こし協力隊による支援)	1,992	1,992	佐治町総合支所		
⑨地域防災力の充実 【地域共通課題】	地域防災力の強化 【地域防災力の充実】	○町内在住、勤労者を中心 に ○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	○町内在住、勤労者を中心 に ○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	○町内在住、勤労者を中心 に ○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	5,200	未達	○町内在住、勤労者を中心 に ○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	7,300	継続	○町内在住、勤労者を中心 に ○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	2,000	2,000	佐治町総合支所 危機管理課		
		○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	5,200	未達	○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	7,300	継続	○関係団体(佐治、青谷)共 同で全国展開のイベント開催(文 房五木つり等)等 ○関係団体(鳥取県産物生産 者協会の関係団体)との連携 による関係団体(鳥取県産物 生産者協会)との連携(共同で 開催)	2,000	2,000	佐治町総合支所 危機管理課		

◆市道別府美成線及び市道美成護岸線の交通規制に係る各自治会の意見

- ・道路改良され道路幅も広くなり見通しも良いため、スピード車も多い。現行の速度規制ありでよい。
- ・全線 40 km/h とした方がよい。
- ・周辺の道路事情や通行実態などを勘案すれば、護岸沿いの市道については、当然、進入規制の解除と併せて 40 km/h に規制統一すべきである。
- ・追い越し禁止の規制をかけるべきだ。進入禁止は続けるべきと思う。
- ・護岸線は、追越禁止の規制をかけるべきである。
- ・速度規制、追越禁止等の措置を行った後、進入禁止規制の解除を行うようにした方がよい。

◆市道別府美成線及び市道美成護岸線の交通規制に係る関係者の意見

- ・自動車道ができて進入車が増えてきた。
交通規制（進入禁止）時間帯であっても 70～80 台の車が進入し、そのうえかなりのスピードで走行しているという調査結果がある。規制を強化しないと必ず事故が起きると思う。
- ・横断歩道に立ってみて怖かったのは、別府方面からの車が止まらないし指示棒をだしていてもキキキキと急ブレーキを踏むような危ない状況、美成方面からの車は見通しが良く見やすいので徐行する。規制を強化しないと必ず事故が起きると思う。
- ・今の状況なら規制を解除することは難しいと思う。スピードが出せない施策ができて、事故が絶対に起こらないという対策ができればいいが。
- ・運転者のモラルが守られればいいけど、守られていないので規制を強化する方が先決。美成としては解除するのはいいが、それに関してきちんと 40km 速度規制・追い越し禁止など安全対策をとるのが前提という意見。
- ・警察に立ってもらい、取り締まりをすれば進入車両も減ると思う。

※関係者とは、交対協会長・副会長、交通安全協会会長、交通安全指導員会会長・副会長、千代南中学校校長、支所職員です。

車両通行量調査

	平成27年9月28日		平成27年11月24日		平成27年12月15日		平成28年1月6日		平成28年2月19日		平成28年3月3日		平成28年3月8日	
	別府より	美成より	別府より	美成より	別府より	美成より	別府より	美成より	別府より	美成より	別府より	美成より	別府より	美成より
7:00~7:20	22	16	18	8	18	8	22	13	29	14	22	10	26	4
7:20~7:40	24	25	36	30	24	30	31	23	21	26	25	29	23	29
7:40~8:00	23	36	26	38	28	45	24	35	26	36	23	35	19	37
合計	69	77	80	76	70	83	77	71	76	76	70	74	68	70

※この資料は、千代南中学校及び交通安全指導員が調査されたものをまとめた数値です。

H27年度転入者アンケート調査結果集計

調査期間: H27. 4~H28. 2 集計件数: 8件

問1 いつ転入されましたか?

2015年4月	2
2015年5月	1
2015年6月	2
2015年9月	2
2015年10月	1

問2 何人で転入されましたか?

1人	5
2人	2
4人	1

問3 世帯主の方の年代は?

10代以下	1
20代	2
30代	3
60代	2

問4 一緒に転入された方は?

本人のみ	4
配偶者	3
子	1
その他	1 (婚約者)

問5 転入前の都道府県は?

大阪府	4
滋賀県	1
東京都	1
岡山県	1
島根県	1

問6 鳥取市に住んでいたことがありますか?

ある	1
ない	7

問7 どの地域に住まれますか?

鳥取地域	2
国府地域	3
気高地域	1
青谷地域	1

問8 転入された理由は?

就職又は転勤(前任者あり)	2
転勤(前任者なし)	2
結婚	1
退職または離職による帰郷	1
その他	2 (世帯主の転職)

問9 鳥取市を選んだ理由は?(2つまで)

自然が豊か	2
働く場所がある	4
子育て環境が整っている	1
実家がある	2
知り合いがいる	1
その他	1 (配偶者が鳥取市出身)

問10 支援窓口又は支援施策を利用しましたか?

利用してない	1
知らない	7

H27年度アンケート調査結果集計

調査期間:H27. 1~H27. 3 集計件数:374件

問1 転出される時期は？

1月	7
2月	29
3月	288
4月	50

問2 転出される方の家族構成は？

① 単身	312
② 夫婦	17
③ 夫婦と子供	33
④ 夫婦と親と子供	2
⑤ その他	11

問3 転出される方の年代は？

① 10代以下	23
② 10代	36
③ 20代	208
④ 30代	61
⑤ 40代	36
⑥ 50代	39
⑦ 60代	10
⑧ 70代	1
⑨ 80代	1
⑩ 90代以上	0

問4 転出される方の職業は？

① 自営業(農林漁業従事者含む)	3
② 会社員等(公務員、会社役員含む)	242
③ 学生	114
④ パート・アルバイト	7
⑤ 無職(家事従事者含む)	18
⑥ その他	2

問5 転出先は？

① 米子市	40
② 倉吉市	13
③ 境港市	9
④ 鳥取県内(①~③以外の町村)	24
⑤ 鳥取県外	289

問6 転出される主な理由は？

① 就職または転勤	283
② 退職または離職	14
③ あなたの進学・卒業	47
④ 子供の進学・卒業	9
⑤ 住宅の都合(持ち家の購入など)	5
⑥ 結婚	6
⑦ 親の介護等	0
⑧ その他	9

平成 28 年 3 月 29 日

鳥取市佐治町総合支所
支所長 小 谷 繁 喜 様

佐治町公共施設等検討会
会長 上 田 喜 清

佐治町内の公共施設のあり方や方向性等について（報告）

佐治町では少子高齢化の進行や人口減少、産業就業構造等の変化により、佐治町内の市有公共施設の中には利用が極端に少ないものや、遊休化しているものまた、休止・廃止等となっているものが多くあります。そこで、平成 26 年 10 月に、佐治町自治連合会、各地区振興協議会及び佐治町まちづくり協議会等の町内の各種団体で構成する「佐治町公共施設等検討会」を設置し、佐治町内の市有公共施設等のあり方や利活用策等について検討を重ねてきました。

これまでに、現地の視察調査を含め 11 回の検討会を開催し、住民の皆様にも公開して意見を伺い、別添のとおりそれぞれの施設の方向性の案を取りまとめましたので報告します。

今後、佐治町総合支所におかれましては、検討会で示された公共施設のあり方や方向性等に基づいて具体的な取り組みを進められ、佐治地域の振興や活性化等に繋げていただきますようお願いいたします。

佐治町公共施設一覧(方向性区分案)

佐治町公共施設等検討会

番号	施設名称	開設年	住所	方向性	備考
1	佐治町総合支所	S46	佐治町加瀬木2519-3	現在のまま存続(利用促進)	・借地の解消が必要 ・耐震改修が必要 ・防災拠点
2	佐治町豪雪山村開発総合センター	S46	佐治町加瀬木2519-3	保留	・借地の解消が必要 ・黎明の庭の存在 ・一部倉庫、防災備蓄倉庫として使用
3	佐治人権福祉センター	S52	佐治町古市72-1	現在のまま存続(利用促進)	・市の事業として利活用も ・一部耐震性に問題あり
4	消防団詰所(機庫)	S61	佐治町加瀬木2242-1	他の施設との複合化⇒取壊し	・佐治町屋内多目的広場に移転を検討 ・借地の解消が必要
5	佐治町大型作業場	S62	佐治町古市8-2・8-3	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出済 ・H20年度より、鳥取福祉サービスへ貸出(グループホームゆう)
6	山王ふれあい会館	H15(S44)	佐治町尾際677・679	現在のまま存続(利用促進)	・利用頻度が少ない。 ・デイサービス等に利用
7	佐治町屋内多目的広場	H13	佐治町福園24-6	他の施設との複合化⇒利活用	・消防車の機庫として使用 ・消防団の拠点として活用
8	佐治町老人福祉センター	H2	佐治町加瀬木2,171-2	現在のまま存続(指定管理)	・借地料の見直しが必要 ・高齢化の進行によりニーズ増大 ・指定管理者(市社協)
9	ひまわり保育園	S52	佐治町古市72-1	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・売却・譲渡も視野 ・遊具撤去必要
10	ふたば保育園	S56	佐治町加茂1545-1	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・借地の解消が必要 ・隣接の西佐治会館との一体的利活用 ・遊具撤去必要
11	佐治町国民健康保健診療所(内科)	H2	佐治町加瀬木2,171-2	現在のまま存続(利用促進)	・佐治町にとって必要不可欠な施設 ・借地の解消が必要
12	佐治町国民健康保健診療所(歯科)	H1	佐治町加瀬木2,171-2	現在のまま存続(利用促進)	・佐治町にとって必要不可欠な施設 ・借地の解消が必要
13	保健センター	S53	佐治町加瀬木2235	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・借地の解消が必要 ・1F東側:加瀬医院 ・週1回健康相談
14	保健センター(調理実習室)	S56	佐治町加瀬木2235	現在のまま存続(指定管理への移行を検討)	・隣接の婦人の家との一体的利活用 ・借地の解消が必要 ・体験学習等に利用
15	自然環境活用センター	S57	佐治町加茂1283	現在のまま存続(指定管理)	・第三セクターさじ21の拠点施設(指定管理)
16	奥佐治観光案内所「名馬茶屋」	S62	佐治町尾際358	取壊し	・利活用の見込み無し
17	山王谷キャンプ場	H7	佐治町中	現在のまま存続(指定管理)	・借地の解消が必要 ・山王谷地域の拠点施設 ・指定管理者(さじ21)
18	さじ植物園	S57	佐治町加茂1290-2	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・まち協植樹 ・グランドゴルフ場として使用
19	和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」	H7	佐治町福園146-4	現在のまま存続(指定管理)	・地域の伝統産業 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(かみんぐさじ)
20	和紙民芸館	S58	佐治町加茂594-1	売却・譲渡等を検討	・アスベスト調査
21	ロッジ三国山荘	S54	佐治町中	現在のまま存続(利用促進)	・エコツーリズム、トレッキング等での利活用 ・一部修繕必要
22	郷土文化保存伝習施設(文化ホール)	S56	佐治町福園41	現在のまま存続(利用促進)	・借地の解消が必要 ・主に小学校が利用
23	たんぼり荘(林業の家、宿泊休養施設)	S53	佐治町中108-2	現在のまま存続(指定管理)	・山王谷地域の拠点施設 ・指定管理者(さじ21) ・耐震化に問題あり
24	多目的広場(アストロパーク関係)	H7	佐治町高山1065-1	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・借地の解消が必要 ・キャンプ場等での利活用 ・ドクターヘリの離着陸場、進入路幅員狭小
25	農産物加工センター	H2	佐治町加瀬木2237-1	現在のまま存続(指定管理)	・借地料の見直しが必要 ・隣接の調理実習室との一体的利活用 ・指定管理者(婦人の家運営協議会)
26	多目的集会所	S57	佐治町加瀬木1300	売却・譲渡等を検討	・実質的にJAの施設 ・主にJAが使用
27	飯盛山荘(佐治村観光農園地等管理施設)	S57	佐治町古市678-3	取壊し	・利活用の見込み無し ・アスベスト対策が必要

佐治町公共施設一覧(方向性区分案)

佐治町公共施設等検討会

番号	施設名称	開設年	住所	方向性	備考
28	多目的運動広場(多目的運動広場、テニスコート)	S62	佐治町大井601	現在のまま存続(利用促進)	・鳥取中央リトルシニア野球チームが利用 ・テニスコートは再整備が必要
29	職員宿舎(歯科医師住宅)	H5	佐治町福園158-2	現在のまま存続(利用促進)	・歯科医師住宅として利用
30	職員宿舎	H6	佐治町福園161-1	売却・譲渡等を検討	・現居住者に売却 ・職員が利用
31	職員宿舎	H7	佐治町福園161-1	売却・譲渡等を検討	・現居住者に売却 ・職員が利用
32	佐治小学校	S50	佐治町福園41	現在のまま存続(利用促進)	・空き教室の有効利活用 ・借地の解消が必要 ・耐震改修済
33	佐治中学校	S53	佐治町古市165-1	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出 ・自主的事業による利活用推進 ・一部耐震性に問題あり
34	紙漉き伝承施設	H16	佐治町古市165-1	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出 ・自主的事業による利活用推進
35	歴史民俗資料館(民話の館)	S49	佐治町福園24	現在のまま存続(指定管理への移行を検討)	・多目的な利用の推進 ・主にさじ民話会が使用 ・H25年度に茅葺き屋根の葺き替え実施
36	歴史民俗資料館(ふるさと歴史館)	H3	佐治町福園24-1	現在のまま存続(指定管理への移行を検討)	・利用促進 ・特別展等の企画 ・陳列品が固定化
37	体験農園管理棟(きらっと工房)	H10	佐治町高山1282-1	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・利活用事業者への貸出 ・主にローダンセが使用
38	コスモスの館・本館	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(指定管理)	・利用促進 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(ミルキーウェイ)
39	コスモスの館・別館(佐治町木工体験学習施設)	H7	佐治町高山1072-1	現在のまま存続(指定管理)	・利用促進 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(ミルキーウェイ)
40	佐治天文台	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
41	サブ天文台(セレス観測所)	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
42	サブ天文台(パラス観測所)	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
43	サブ天文台(ジュノー観測所)	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
44	サブ天文台(アストラエア観測所)	H7	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
45	多目的ハウス(アルデバラン)	H11	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(指定管理)	・利用促進 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(ミルキーウェイ)
46	レストハウス	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・利用促進
47	西佐治会館	S55	佐治町加茂1547	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・利活用事業者への貸出 ・借地の解消が必要 ・耐震性に問題あり
48	こぶし会館	H4	佐治町福園161-2	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・利活用事業者への貸出 ・主に青年団が使用
49	平成会館	H1	佐治町余戸171-33	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・借地の解消が必要 ・主に蕎麦人の会が使用
50	佐治町中央公民館	S59	佐治町加瀬木2542-1	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・借地の解消が必要 ・2階の和室(2室)を放課後児童クラブが使用 ・3階の結婚式場を佐治川石の展示場で使用
51	佐治町尾際地区コミュニティ施設	H15	佐治町尾際692	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・オートキャンプ場等への転用も検討 ・利用者無し ・トイレ清掃委託(使用人数 不明)
52	地域活性化センター	H16	佐治町古市165-1	他の施設との複合化⇒利活用	・利用者少数
53	学校給食センター	S57	佐治町加瀬木2240-1	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出 ・H25年度より手づくり製工房へ貸出
54	B&G海洋センター	S58	佐治町加茂1267	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・H25年度に体育館の大規模改修 ・H26年度にプールの大規模改修

平成 28 年 4 月 1 日より

“鳥取市佐治町コミュニティセンター”が誕生します!!

鳥取市佐治町中央公民館はこれまで様々な生涯学習活動にご利用いただいてきましたが、平成 28 年 4 月 1 日より、物品販売や民間の学習講座が開催できるなど、より幅広く地域の皆さまに親しまれる施設を目指して、“コミュニティ施設”へ移行します。またこのことに伴い、名称を『鳥取市佐治町コミュニティセンター』に変更します。

これまで鳥取市佐治町中央公民館が実施してきた事業は、引き続き教育委員会佐治町分室が実施します。

また、これまで鳥取市佐治町中央公民館をご利用いただいていた皆さんの利用は、“コミュニティ施設”移行後も何も変わりませんし、さらに皆さんの活動に即した拠点施設となるよう配慮してまいります。

【問い合わせ先】

鳥取市教育委員会事務局 佐治町分室

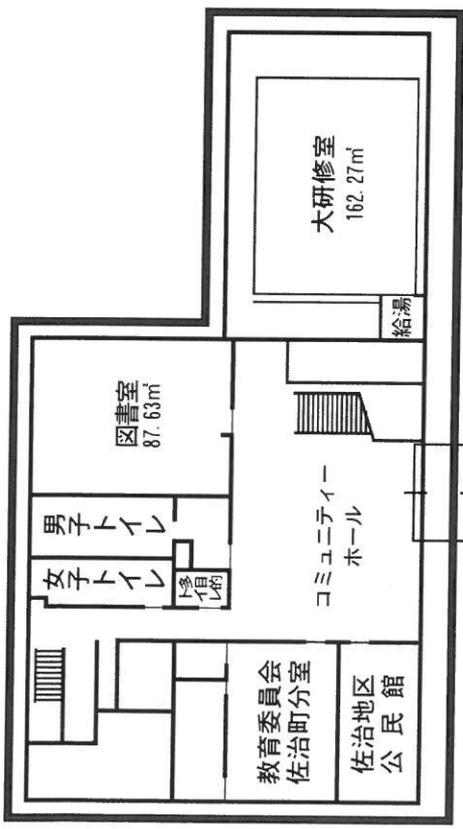
(電話：88-0218)



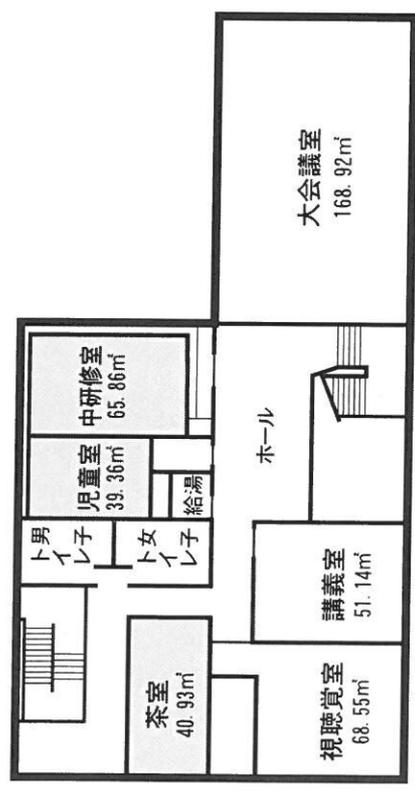
佐治町コミュニティセンター

平面図 及び 使用料 について

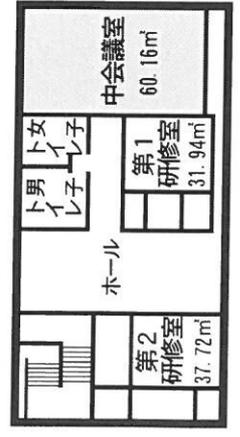
【1階】



【2階】



【3階】



使用料-早見表

営利目的の企業・団体等の使用の場合にはここに定めている使用料の2倍の額を使用料とする。 使用料減免や営利等の判断基準については、職員にご確認ください。		
区分	8:30 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00
【1階】	大研修室 (和室) 1時間につき (冷暖房使用時) 500円 (750円)	1時間につき (冷暖房使用時) 1,000円 (1,500円)
	大会議室 (Pタイプ) 1時間につき (冷暖房使用時) 700円 (1,050円)	1時間につき (冷暖房使用時) 1,400円 (2,100円)
	中研修室 (和室) 1時間につき (冷暖房使用時) 150円 (225円)	1時間につき (冷暖房使用時) 300円 (450円)
【2階】	児童室 (和室) 1時間につき (冷暖房使用時) 150円 (225円)	1時間につき (冷暖房使用時) 300円 (450円)
	講義室 (Pタイプ) 1時間につき (冷暖房使用時) 200円 (300円)	1時間につき (冷暖房使用時) 400円 (600円)
	視聴覚室 (Pタイプ) 1時間につき (冷暖房使用時) 200円 (300円)	1時間につき (冷暖房使用時) 400円 (600円)
	茶室 (和室) 1時間につき (冷暖房使用時) 100円 (150円)	1時間につき (冷暖房使用時) 200円 (300円)
	中会議室 (絨毯) 1時間につき (冷暖房使用時) 200円 (300円)	1時間につき (冷暖房使用時) 400円 (600円)
【3階】	第1研修室 (和室) 1時間につき (冷暖房使用時) 100円 (150円)	1時間につき (冷暖房使用時) 200円 (300円)
	第2研修室 (和室) 1時間につき (冷暖房使用時) 100円 (150円)	1時間につき (冷暖房使用時) 200円 (300円)

現在、2階「中研修室」「児童室」「児童室」については、放課後児童クラブ「さじっ子」が利用しているため、特別な理由が無い場合には予約受付を行っていません。
また、2階「茶室」「中会議室」についても利用中止とさせていただきます。
ただ、ご理解とご協力をお願いいたします。

